中讃広域行政事務組合告示第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第９条の３第２項の規定に基づき、中讃広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例（平成25年11月29日条例第３号。）による縦覧手続に関して次のとおり定める。

平成28年9月13日

中讃広域行政事務組合
管理者　梶　　正　治

１　告示する事項

（１）施設の名称　仲善クリーンセンター

（２）施設の設置の場所　香川県仲多度郡琴平町五条1050番地

（３）施設の種類　一般廃棄物焼却施設

（４）施設において処理する一般廃棄物の種類　可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ

（５）施設の能力　90ｔ／日（45ｔ／24ｈ／2炉）

（６）調査の目的　施設の使用期間延長に伴い、平成13年1月から24時間連続運転に変更している現施設の周辺環境への影響について、事前及び事後評価

（７）実施した生活環境影響調査の項目

- 大気質（二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類）
- 騒　音（施設稼働時の騒音レベル）
- 振　動（施設稼働時の騒音レベル）
- 悪　臭（特定悪臭物質濃度または臭気指数）

（８）縦覧の場所

- 中讃広域行政事務組合　企画課（香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地）
- 中讃広域行政事務組合　仲善クリーンセンター（香川県仲多度郡琴平町五条1050番地）

（９）縦覧の期間　平成28年9月13日（火）～平成28年10月13日（木）

(10) 担当部署　中讃広域行政事務組合　仲善クリーンセンター
℡：0877-75-3074　FAX：0877-75-3215　電子メール：chuzen@chusan.or.jp

２　意見書の提出

（１）提出期限　平成28年10月27 日（木）午後5時まで
※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

（２）提出場所

- 中讃広域行政事務組合　企画課　℡：0877-58-5321　FAX：0877-58-5462
- 中讃広域行政事務組合　仲善クリーンセンター　℡：0877-75-3074　FAX：0877-75-3215

（３）提出方法　提出書類（意見書）は、持参に限る。

（４）意見書の記載事項　生活環境の保全上の見地から意見

（以上）